

令和2年第2回町議会臨時会会議の経過（5月15日）

議長 皆さんおはようございます。この臨時会からクールビズとしておりますので、上着を脱がれる等、各自の対応でお願いをいたしたいと思っております。

また、新型コロナウイルス対策として、議場のドアは開放しております。また、マスクを着用のままの発言でお願いをしたいと思っておりますが、息苦しい等がございましたら、マスクを外しての発言でも構いません。

開会に先立ちまして、4月1日付で人事異動があり、新課長の誕生がありましたので、副町長より紹介をお願いいたします。

副町長。

副町長 ただいま議長の御発言のとおりなのですが、商工観光課長、小塚課長が3月末をもちまして、定年ということで、新たに鈴木課長を商工観光課長として配置いたしましたので、御紹介させていただきます。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 皆さん、おはようございます。4月1日付で商工観光課長に就任した鈴木です。

現在、新型コロナウイルスの感染症対策、感染拡大防止の関係によりまして、町内の各種イベント、これらが軒並み中止となっております。これは、観光の振興としては非常に大きなダメージなのかなとは考えているところで

ですが、この新型コロナウイルスの感染拡大に関しては、観光事業者だけでなく、製造業者などをはじめとして、様々な業種に影響が出ていると考えております。

今回のこの補正予算などを含めて、中小企業支援のほうを講じていかなければいけないのかなと考えておりまして、所属課として、関係機関とも連携しながら、この事業の継続に向けた必要な支援について対処していきたいと思っておりますので、ぜひ、今後ともよろしく申し上げます。

また、このコロナウイルスのほうが感染終息できましたら、改めて、観光振興のほうに力を入れたいと思っておりますので、その際は改めてよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 ただいまから、令和2年第2回山北町議会臨時会を開会いたします。

(午前9時30分)

議 長 それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は、御多忙のところ、令和2年第2回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、4月7日に政府から緊急事態宣言が発令されて以来、町民の皆様には、外出の自粛や小中学校の休業、幼稚園の休園などに御理解、御協力を頂き、深く感謝しております。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました世界中の方々に、心から御冥福をお祈りするとともに、現在、最前線で必死に闘っておられる医療従事者の方や、私たちの生活の基盤を支えてくださっている流通関係の方など、関係する全ての方々に敬意を表したいと思います。

新型コロナウイルスにつきましては、昨日の時点で、全世界の感染者数が417万人以上、死者数は28万人を上回り、依然として、世界各国で猛威を振るっております。多くの感染者が確認されているアメリカやイタリアでは、社会経済活動が一部再開しておりますが、医療現場は、いまだ危機的状況となっております。

国内においては、緊急事態宣言が出されてから、全国各地で感染防止に向けた取組が行われてきました。外出の自粛が強く要請された大型連休が終了し、一部の地域では、感染者が減少しているとのことですが、都市部をはじめとする特定警戒都道府県では、依然として、予断を許さない状況が続いております。神奈川県における感染者数は、昨日の時点で1,203人、小田原保健福祉事務所管内で62人まで増加するなど、県西地区においても感染拡大が続いております。

こうした中、町では、これまでに対策本部会議を4回開催し、学校や公共施設などに関わる町の対策方針や、町独自の支援策などについて、慎重に議論してまいりました。山北町の感染者数は、いまだゼロ人ではございますが、

引き続き感染拡大防止のための対応策を実施するとともに、町内事業者等への助成金など、町独自の支援策についても、迅速に取り組めるよう努めてまいります。

町民の皆様には、身近な方々を守るためにも、引き続き気を緩めることなく、不要不急の外出を自粛するなど、人との接触を8割減らす取組の実践をお願いしたいと考えております。

さて、令和2年第2回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、令和2年度一般会計、特別会計の補正予算案件2点、報告案件6件について提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

また、全員協議会では、山北町第8次行政改革大綱について外1件を御説明させていただき予定でございますので、よろしくようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

議 長 臨時会の議会運営については、本日、午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号13番、石田照子議会運営委員長。

13 番 石 田 皆様おはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日午前9時から、役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、令和2年第2回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、補正予算案件が2件、報告案件が6件の計8案件であります。なお、審議方法は、本会議審議即決で行うこととし、会期は本日1日限りといたしました。なお、臨時議会終了後、全員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に議席番号4番、熊澤友子議員、議席番号10番、遠藤和秀議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議 長 日程第1、報告第3号 専決処分の承認について。国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第3号、専決処分の承認について。

山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月20日。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明させます。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 報告第3号、山北町条例第39号、山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

最初に、今回の条例改正を専決処分とした経緯でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、山北町国民健康保険条例の一部を改正することとしました。

発端は、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、国が緊急対応策の一環として、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われる被保険者が労務に服することができない期間に対して、傷病手当金を支給することになり、町ではこれに対応できるよう条例改正したも

のでございます。

なお、町が傷病手当金を支給する場合は、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととしております。

それでは、内容について御説明いたします。

2枚、おめくりください。

山北町国民健康保険条例（昭和34年山北町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に、次の見出し及び5項を加える。見出しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金でございます。

5項につきましては、対象者及び支給要件について挙げております。対象者は、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者で、給与等の支払いを受けていることが条件となっております。

支給要件は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間とし、支給については当該被保険者の属する世帯の世帯主に支払われることとしております。

6項につきましては、支給額を挙げております。傷病手当金の額は、1日につき傷病手当金の支払いを始める日の属する月以前の直近の継続した3か月の給与収入の合計金額を就労日数で除した金額掛ける3分の2としております。

なお、標準報酬月額30分の1に相当する金額掛ける3分の2に相当する金額が前者を上回れば、その額としております。

7項につきましては、適用する支給期間で、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないこととしております。

1枚おめくりいただき、裏面を御覧ください。

8項につきましては支給制限を設けており、支給期間内において、給与等の収入の全部または一部を受けられる場合は支給しない、または差額を支給することとしております。

9項は、現在、国民健康保険加入者が何らかの規定により、国民健康保険以外の保険で給付を受けることになった場合は、傷病手当金の支給を行うこ

ととしております。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から町長が別に定める日までの期間に属する場合に適用する。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりましたので、報告第3号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

5項の下のところなんですけれども、下、2行目、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給するとありますけれども、今回の特別定額給付金もそうなんです、世帯主は、大概御主人がなられると思えますけれども、DV等で避難されているような方に対してはどのような対策を取られるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 あくまでも国民健康保険につきましては、世帯主に対して保険料等、町のほうで納付書を発行しておりますので、世帯主に支払いをするわけでございますが、DV等ということでございますけれども、その辺は福祉課とか、そういったところと配慮しながら進めていきたいと思えます。

議 長 ほかにございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第3号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第3号は原案どおり承認されました。

日程第2、報告第4号 専決処分の承認について。山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長

町長。

報告第4号、専決処分の承認について。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

総務防災課長。

総務防災課長

それでは、報告第4号、山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

初めに、条例改正の経緯でございますが、本条例の基準となります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容を定めており、具体的な内容については、国家公務員の給与に関する法律に規定された俸給月額や、地方公務員の保障制度等を参考に定められております。

令和元年11月に、給与法の一部が改正され、俸給月額が改正されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改正を行うものです。

また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改正され、障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。1枚おめくりください。

第5条第2項第1号は、以下、「事故発生日」というを加えるものでございます。

第2号は、補償基礎額の最低額「8,800円」を「8,900円」に改めるものです。

1枚おめくりください。

第3項は、「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日、若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改めるものでございます。

附則第4項、第5項第2号及び第6項は「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改めるものです。

1枚おめくりください。

附則第5条第7項第2号及び第8項は「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改めるものです。

別表は、本則第5条の補償基礎額を改正するもので、団長及び副団長は、「1万2,400円」を「1万2,440円」に、「1万3,300円」を「1万3,320円」に改め、分団長及び副分団長は、「1万600円」を「1万670円」に、「1万1,500円」を「1万1,550円」に、「1万2,400円」を「1万2,440円」に改め、部長、班長及び団長は、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に、「1万600円」を「1万670円」に改めるものです。

1枚おめくりください。

備考は、「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改めるものでございます。

それでは、4枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置。この条例による改正後の山北町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた山北町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に

係る同条第4条第3号に規定する傷病補償金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金については、なお従前の例による。説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第4号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、報告第4号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議 長 起立全員。よって、報告第3号は原案どおり承認されました。

日程第3、報告第5号 専決処分の承認について。令和元年度山北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第5号、専決処分の承認について。令和元年度山北町一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症等に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。令和元年度山北町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月23日。山北町長、湯川裕司。

2ページをお開きください。

令和元年度山北町一般会計補正予算（第8号）。令和元年度山北町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ54億2,317万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
財 務 課 長

財務課長。

それでは、報告第5号、令和元年度山北町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス対策で国の補正予算に伴うものなどを地方自治法第179条第1項の規定により、3月23日に専決処分をしたものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、14款国庫支出金及び15款県支出金で、補正額321万7,000円を補正するものでございます。

歳出につきましては、3款民生費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、125万2,000円の補正でございます。国の新型コロナウイルス対策の補正予算によるもので、放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブの時間延長等に伴うものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、196万5,000円の補正でございます。説明欄の災害救助費繰替支弁金は、台風19号が災害救助法の適用を受けたことにより、避難所運営経費等が交付されたものでございます。

続きまして、歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、120万1,000円の増額です。説明欄の放課後児童クラブ運営事業は、新型コロナウイルスにより小学校が休業となったため、放課後児童クラブの時間延長に伴う施設長、支援員の賃金、旅費の増額、空気清浄機の購入などがございます。

8款消防費、1項消防費、5目防災対策費、6万6,000円の増額は、緊急にマスクを3,000枚購入したものなどがございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は2,481万9,000円の増額で、台風19号により被災した谷ヶ小山線の災害復旧工事費を負担するものがございます。

13款予備費は、2,286万9,000円を減額するものがございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第5号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

7ページの小災害復旧工事負担金ということで、谷ヶ小山線の復旧ということですがけれども、これはコロナ感染症に対応するためということと違うような気がしたんですけれども、ちょっと説明をお願いします。

議 長 じゃあ、もう一度、確認のために説明をお願いいたします。

11 番 堀 口 すみません。7ページの小……。

議 長 違います。堀口議員、そうじゃなくてね。この件については、今説明があって、台風19号の絡みだということがありましたけれども、コロナウイルスの対策ではないという説明がありましたけれども、御理解いただけますか。

じゃあ、財政課長、もう一度説明していただけますか。

11 番 堀 口 提案理由に書いていなかったもので、質問……。

議 長 じゃあ、副町長。

副 町 長 提案理由のほうに書いていなかったということなんですが、提案理由をもう一度読まさせていただきますと、新型コロナウイルス感染症等という形

で「等」がございますので、御理解いただきたいと思います。

11 番 堀 口
議 長

分かりました。はい。結構です。

ほかにもございますか。

質疑が、まあ、質疑というか、質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので、報告第5号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長

起立全員。よって報告第5号は、原案どおり承認されました。

日程第4、報告第6号、専決処分の承認について。令和元年度山北町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

報告第6号、専決処分の承認について。

令和元年度山北町一般会計補正予算(第9号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。令和元年度山北町一般会計補正予算(第9号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日。山北町長、湯川裕司。2ページお開きください。

令和元年度山北町一般会計補正予算(第9号)。

令和元年度山北町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,146万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ55億

463万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、報告第6号、令和元年度山北町一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等の額の確定に伴うものなどを、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございいます。

歳入につきましては、2款地方譲与税から22款環境性能割交付金まで、補正額8,146万3,000円を増額するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。

歳入につきましては、2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金につきましましては、それぞれ額の確定に伴う補正でございいます。

10ページ、11ページをお開きください。

9款地方特例交付金につきましても、子ども・子育て支援臨時交付金の確定によるものでございます。

10款地方交付税につきましましては、8,579万3,000円の増額でございいます。説明欄の特別交付税につきましましては、当初、1億円を見込んでございましたが、台風19号等の復旧費などにより8,579万3,000円の増額で確定したものでございいます。

次の11款交通安全対策特別交付金についても、確定によるものでございいます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金464万2,000円は、町道谷戸北畑線の災害査定設計委託料が補助対象となったものでございます。

15款県支出金、2項県補助金につきましては、10目市町村自治基盤強化総合補助金及び11目神奈川県市町村事業推進交付金につきましては、事業費の確定や採択事業の確定などによるものでございます。

22款環境性能割交付金についても、額の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費につきましては、5,000万円の増額補正でございます。

説明欄の基金管理事業、財政調整基金積立金は、今後のコロナウイルス対策などによる財政需要に対応するため、5,000万円を積み立てるものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は539万8,000円の増額です。ふるさと応援寄附金の謝礼品の送料が予想より多額となったため、補正をするものでございます。

7款土木費、5項都市計画費、3目下水道事業特別会計繰出金は2,500万円の増額で下水道事業特別会計の使用料の減少に対応するため、繰出しをするものでございます。

13款予備費につきましては、106万5,000円を増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、報告第6号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、報告第6号を採決いたします。
原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって、報告第6号は原案どおり承認されました。
日程第5、報告第7号 専決処分の承認について。令和元年度山北町下水

道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第7号、専決処分の承認について。

令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、下水道使用料の減少に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日。山北町長、湯川裕司。

2ページをお開きください。

令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度山北町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,141万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,472万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、報告第7号、令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

2、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、2款の使

用料及び手数料から4款繰入金まで、補正額1,141万6,000円を減額し、補正後の額は4億4,472万7,000円でございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで歳入と同額の1,141万6,000円の減額でございます。

続きまして、4、5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。下の段の2、歳入でございます。2款1項1目の下水道使用料につきましては、当初予算に対しまして、3,471万6,000円を減額し、補正後の額は1億7,569万8,000円でございます。

主な要因といたしましては、大口使用者の排水量が大幅に節水により減少したことや、昨年の台風19号の災害により使用料の基本料金の減免措置などをしたことなどによるものでございます。

3款1項1目下水道費補助金は、安洞地区下水道整備工事やストックマネジメント策定委託業務の事業費の確定により、170万円を減額するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、使用料の収入減により2,500万円を増額し、補正後の額は1億4,735万1,000円でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金は、酒匂川流域下水道管理事業費の確定により、292万6,000円の減でございます。

2目排水施設管理費の13節委託料はストックマネジメント計画策定業務委託料で、事業費の確定により391万7,000円を減額するものでございます。

15節工事請負費の公共柵取付工事費は、事業費の確定により17万4,000円を減額するものでございます。

2款1項1目排水施設費の15節工事請負費は、安洞地区下水道整備工事の事業費の確定により、80万8,000円を減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、酒匂川流域下水道建設費負担金の確定によるもので、149万6,000円を減額するものでございます。

3款1項2目利子につきましては、貸付利率の確定によるもので、償還利子143万2,000円を減額するものでございます。

4款予備費につきましては、歳入歳出差引きの66万3,000円を減額し、補正後の額は222万2,000円でございます。

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第7号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 5ページの下水道の使用料金のことを伺います。大口が大幅に減っているということで、台風19号の減免措置によるということなんですけど、この3,471万6,000円の負担、町民の減免にしたほうがいづらか伺いたいと思います。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 減免につきましては、約200万円ほど減免しております。台風によって、節水等もありましたので、使用料が減少しているというのも、一つの要因となっております。

議 長 よろしいですか。

瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 そうしますと、そんなにたくさんの額じゃなかったということですね、200万円ということは。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 主な要因は、やはり大口、山北町に3社ございます。1,000万以上の大口なんですけど、この企業が大幅に節水をしております。昨年、料金を値上げしておるんですが、それに伴って大幅に節水しているというような情勢でございます。

1 番 瀬 戸 はい。分かりました。

議 長 ほかに、ございますか。

堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番堀口です。

逆に言うと、供給容量というのは、相当余裕があるという解釈でよろしいでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 はい。そのとおりでございます。
議長 長 ほかにございませつか。
質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませつか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、報告第7号を採決いたします。
原案に賛成者は起立願ひます。

(全員起立)

議長 長 起立全員。よつて、報告第7号は原案どおり承認されました。
日程第6、報告第8号、専決処分承認について。令和2年度山北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 長 報告第8号、専決処分承認について。
令和2年度山北町一般会計補正予算(第1号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和2年5月15日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、特別定額給付金を早期に支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。令和2年度山北町一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙とおり専決処分する。

令和2年4月27日。山北町長、湯川裕司。

2ページをお開きください。

令和2年度山北町一般会計補正予算(第1号)。

令和2年度山北町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,639万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億

9,539万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、報告第8号、令和2年度山北町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス対策による国の補正予算に伴う特別定額給付金を早期に支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により、4月27日に専決処分したものでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、15款国庫支出金を10億1,639万5,000円増額するものでございます。

歳出につきましては、2款総務費を歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明いたします。下段のほうを御覧いただきたいと思います。

2、歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金は、10億1,639万5,000円の増額でございます。内訳として、説明欄の特別定額給付金事業費補助金は、1万45人分と、予備として15人分を見込み、合計の1万60人分でございます。

事務費につきましては、見込額を計上し、それぞれ10分の10の補助でございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、184万円の増額で、職員の時間外勤務手当でございます。

12目電算管理費は、200万円の増額で、システム改修のための町村情報システム組合の負担金でございます。

17目特別定額給付金事業費は、10億1,255万5,000円でございます。

説明欄の特別定額給付金事業費の消耗品については、事務の経費でございます。印刷製本費は、広報用のチラシ4,500枚、町の封筒5,000枚の印刷などでございます。通信運搬費については郵便料で、次の手数料については口座振込手数料でございます。

次の事務機器借上料は、コピー機やパソコンのリース代でございます。

次の特別定額給付金は、4月27日現在の住民基本台帳の人口1万45人分と、予備として15人分、1万60人、一人10万円を見込みました。

給付世帯支援助成金は、一人暮らしの高齢者等の支援を民生委員等に依頼するための経費でございます。

会計年度任用職員の経費につきましては、臨時職員を3名予定してございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書でございます。職員の時間外勤務手当の増額でございますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

なお、事業の概要については、企画政策課長のほうから御説明を申し上げます。

私からの説明は、以上でございます。

議 長
企 画 政 策 課 長

企画政策課長。

それでは、特別定額給付金について御説明申し上げます。資料につきましては、本日、卓上に配付してございますけれども、ブルーのチラシにつきましては、町が独自に作成したチラシでございます。それと、オレンジ色のチラシにつきましては、国が作成したチラシでございます、いずれも本日発行の広報お知らせ版に合わせて、町民の皆様に配布するものでございます。

それでは、ブルーのチラシ、特別定額給付金申請の御案内を御覧いただきたいと存じます。

まず、対象でございますけれども、対象につきましては、令和2年4月27日時点で、山北町に住民登録のある方でございます。

給付額につきましては、給付対象者1名につき10万円でございます。

次に、申請から受取りまでの流れでございますけれども、申請については、

郵送による申請とオンラインによる申請の二通りがございます。まず、郵送による申請でございますけれども、受付期間につきましては、5月18日から8月17日までの3か月です。郵送による申請については、町から世帯主宛てに、昨日5月14日付で申請書を郵送いたしましたので、申請書に必要事項を記入していただきまして、世帯主の本人確認書類と振込先口座の確認書類の写しを添付して、町へ返送していただきます。町では、申請内容を確認いたしまして、世帯分の給付金をまとめて指定口座に振り込む手続を行います。

次に、オンラインによる申請でございますけれども、受付期間につきましては、郵送による申請よりも若干早く5月7日から申請が始まっております。オンライン申請については、マイナンバーカードをお持ちの世帯主が、スマートフォンやパソコンによって、マイナポータルから申請内容を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードすることで、申請が完了いたします。そして、郵送による申請と同様に、申請内容を町で確認いたしまして、世帯分の給付金をまとめて指定口座に振り込む手続を行います。

最後に、一番下の囲みのところを御覧いただきたいと思いますが、今回の特別定額給付金につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送、またはオンラインのいずれかによりまして、申請を受け付けることとしております。また、給付方法につきましては、原則銀行口座への振込というような形になってございます。

しかしながら、町といたしましては、町民の皆様の御事情も踏まえながら、可能な限り柔軟に対応していきたいというふうに考えてございます。

また、御自身で申請することが困難な高齢者の方々の支援につきましては、民生委員の方々に御協力を頂きながら、対応していきたいというふうに考えてございます。

説明につきましては、以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、報告第8号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第8号を採決いたします。
原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、報告第8号は原案どおり承認されました。
日程第7、議案第35号 令和2年度山北町一般会計補正予算(第2号)を
議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第35号 令和2年度山北町一般会計補正予算(第2号)。

令和2年度山北町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,144万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ59億5,683万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、歳入歳出それぞれ6,144万3,000円を増額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第35号 令和2年度山北町一般会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス対策に伴う補正予算でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、15款国庫支出金から19款繰入金まで、6,144万3,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明いたします。6ページ、7ページをお開きい

ただきたいと思います。

最初に歳入からでございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、974万円1,000円の増額でございます。国の補正予算に伴うもので、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金については877人分、事務費については、見込額を計上いたしております。それぞれ10分の10の補助でございます。

4目教育費国庫補助金70万2,000円につきましても、国の補正予算に伴うもので教育支援体制整備事業費交付金として、幼稚園に空気清浄機8台を購入するものでございます。補助率は10分の10でございます。

次の18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は100万円でございます。新型コロナウイルスの対応に民間企業から寄附を頂いたものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、11目財政調整基金繰入金は、新型コロナウイルス支援策のため、5,000万円を繰り入れるものでございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

続きまして、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、12目電算管理費80万6,000円の増額は、子育て世帯臨時特別給付金事業のためのシステム改修の負担金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、2万6,000円の増額で、子育て世帯臨時特別給付金事業のための職員の時間外勤務手当でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は890万9,000円の増額でございます。説明欄の子育て世帯臨時特別給付金事業の支給に係る郵送料や口座振替手数料。子育て世帯臨時特別給付金につきましては、児童手当支給対象者に一人1万円を支給するもので、877人を予定してございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は17万2,000円の増額でございます。健康福祉センターが新型コロナウイルスの関係で施設での対応ができないため、3か月の児童健診業務を民間に委託するものでございます。

次に、6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は3,914万5,000円の増額でございます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

説明欄の消耗品費と通信運搬費については、事務の経費でございます。

次の中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金3,600万円は、国の持続化給付金制度に該当しない、売上額が20%以上50%未満の減少した事業者に対し、法人については20万円、個人については10万円をそれぞれ支給するものでございます。事業者数については、それぞれ120社を見込んでございます。

次の町商工会助成金302万円でございますが、こちらは、事業者が雇用調整助成金を申請するに当たり、商工会が社会保険労務士等に依頼する経費を助成するもの及び商工会の会費相当額を助成することにより、未加入事業者も含め、商工会の経営指導等を利用できるようにする経費でございます。

次に、8款消防費、1項消防費、5目防災対策費は289万3,000円の増額でございます。説明欄の防災対策事業の消耗品は、防疫品の購入で、マスクを約1万8,000枚、その他消毒除菌剤、体温計などの購入を予定してございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は862万7,000円の増額でございます。説明欄の新型コロナウイルス感染症防止学習支援・教育環境整備事業の消耗品については、学校の休業により授業ができないため、教材を一人4,000円、578名分を支給するもの、及び動画撮影用のホワイトボードを2台購入するもの。それと、消毒用の衛生品を購入するものでございます。

通信運搬費につきましては、学習支援のため、インターネット環境のない家庭にWi-Fi等を貸し出す通信料で、40回線を予定してございます。また、家庭学習用の課題郵送料4回分も計上してございます。

次の機器購入費については、動画撮影用の機器で、マイク、スピーカー、カメラを4セット購入するものでございます。

次に5項幼稚園費、1目幼稚園費75万3,000円は、国の補正予算により幼稚園に空気清浄機を8台購入するものでございます。

次の6項社会教育費、4目生涯学習センター費37万1,000円につきましては、図書室が閉館しているため、郵送により貸出しをするための郵便料でございます。

12、13ページをお開きください。

13款予備費については、20万9,000円を減額するものでございます。下段については、給与費明細書でございます。職員の時間外勤務手当の増額により、変更となっております。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第35号について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

児玉洋一議員。

9 番 児 玉 9 番、児玉でございます。

今、御説明いただきました。何分にも、今回こういったコロナウイルスとあったところで、初めてのことでありますので、我々議会の中でも、どういった切り口から質問等とか、今後のとあったところをどう考えているんだとか、どういった切り口からちょっと聞いていいのかとあったところもあるんですが。まずもって、ページ数でいくと、例えば、9ページ、11ページのほうですかね。商工費の関係ですかね。中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金、この辺りの3,600万ですか。あとは、町商工会の助成金へということと300万と。合計で3,900何がしと出ていますけども、この辺りの根拠というか、今実際、この中小企業の業種、業態がどういう状況に、今町としてなっているのかというのが、我々、個人的に伺ったりすることはあるんですが、全体的に山北町が今どういう状況なのかというのは説明が可能性ですか。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 今、御質問で山北町における事業の、企業のどういう状態かというようなお話がございました。町のほうには、融資のほうの関係、例えば金融機関に対して、セーフティーネットというものがございまして、それは、町のほうの承認という形が必要になります。その融資制度をやることによって、町の承認を得ることによって、利率のより低いものを使える、制度がうまく使えるという形のものがありますが、これまでにセーフティーネット4号・5号。こちら、4号については、一応20%以上の減少、5号については5%以上の減少。

こちら以外に、危機関連保証というのがございますが、こちらは新型コロナ

ナウイルスの関係があつて、初めて制度が活用されたというものでございます。こちらが15%のほうの減少率という形になっておりますが、最近、非常にこちらが、特に4月以降になってから非常に多くなっております。昨年度の実績で言いますと、ほとんど片手で収まるぐらいの相談件数しかなかったのですが、この4月、5月で、今のところ、24件ほどの御相談という形があり、現在、まだ決済を待っているようなものもありますので、今週当たり30件程度になるのかなとは考えているところでございます。

事業者につきましても、宿泊業は、多分、いろんな報道なんかでも御存じだと思いますが、製造業であつたりとか、例えば、あとは歯科ですね、歯医者の方のほうですね。こういったところも様々なところで影響が出ているというような実態がありまして、多岐にわたっているというような実感を持っています。

以上でございます。

議 長
町 長

町長。

私のほうから、商工会のほうから聞いている話ですと、一番、5割以上、本当に影響が出ているのは観光業。旅館とかホテル、あるいは飲食店というようなところで伺っておりますし、それに対して、5割まで行かないのが大体、製造業、工場とか、そういったものが大体2割から3割というようなところで、今のところ、推移しているということでございます。

しかし、こういった新型コロナウイルスについては、やはり町の事業者の全ての方が影響を受けているということで、その国の対象にならない方を山北町としても何としてでも助けてあげたいというような気持ちで、20%から49%までの方について、そういったようなことをしたいというようなことで計上させていただきました。ぜひ、皆さんの御理解を頂きながら、そして、また、これだけじゃなくて、まだ、これで終わるわけではございませんので次の方法としては、やはり、本当にひどい企業については、また別途、考えていきたいというふうに思っております。

議 長
9 番 児 玉

児玉洋一議員。

今、町長のほうから御答弁いただきました。やはり、今回だけじゃないと思うんですよね。これを皮切りにというか、きっかけにというか、まだ第2

波というんでしょうかね。いろんな形で、また支援の部分を考えなければいけないのかなと。限られた予算の中で、町独自のこういった支援に関しては、評価をするところでございますので、ぜひ、進めていただきたいと思いますと思っています。

先ほどの商工観光課長の御答弁の中では、いろいろ融資の実務が、商工観光課として、実務では上がってきたというよりか、システムで何か数字が見えてきたという形の、多分、御答弁だったのかなと解釈はしていますが、実際に、役場に来て、商工観光課が窓口で対応するとか、もう本当に逼迫して、困窮しているというような事例というか、そのようなことというのは、今の現状ではどうなんでしょう。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 現状で申しますと、相談というよりも、何とかならないかという相談よりも、例えば国の制度である持続化給付金であったり、こちらの申請をどういうふうにしたらよろしいのかと、そういった、うまく、皆さん御存じのように、制度を活用するに向けて、どういった相談をしたらいいのかという形のものは来ております。

そういったあれですが、町に何とか、というのは、大きな声では来ておりません。

議 長 ほかにございませんか。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 商工会のことなんですけど、町商工会助成金300万円というところなんですけど、社労士のことと、あと、もう一点、会員でない、ちょっと確認なんですけど、よく聞こえなかったんですが、会員でない方の相談を受け付けるという意味で、そのための助成だということではよろしいでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 今おっしゃられたとおりであります。雇用調整助成については、これも、やはり報道などで御存じかもしれませんが、なかなか申請の内容が非常に難しいというような話を聞いております。

これに対しまして、国のほうでも制度利用が余りにも少ない、認定率が少ないということもありまして、今、見直しをされているということですので、

こちらについては、社会保険労務士のほうと御協力をさせてもらう。こちらは、商工会のほうがメインになって動いていただくわけなんですけど、こちらと連携しながらやっていきたいと考えております。

そして、助成金の一部ですね。相談窓口をとという形もございますが、実際、山北町の商工会員以外でない方についても、商工会のほうで御相談に乗っていただきながら、適切な運営、もしくは助成などの関係を申請できるような体制を構築したいと考えております。

以上です。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 そうしましたら、そのアナウンスは、もうされているということによろしいでしょうか、一般町民に対して。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 すみません。やはり、今日、この議会で御承認を頂いてからと。

1 番 瀬 戸 すみません。そうですね。はい、すみません。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 申し訳ございません。

じゃあ、どういう形でされるかというアナウンスのこと、お願いいたします。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 まず、町のホームページは実施させていただきます。また、パンフレットなどを御用意してもらいまして、こちらを商工会、それと、あと金融機関のほうにも、やはり融資の関係でいろいろと御相談が行っていますので、そちらのほうにも配付させていただきたいと思っております。

あと、可能であれば、様々なちょっと媒体を使いながらと考えておりますが、現状でいくと、あと、それ以外では、町の広報ですが、これまでに6月、7月ぐらいを集中的にちょっと出させていただければと考えております。

以上です。

議 長 堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

多分、教育費だと思うんですけども、Wi-Fi回線、40回線貸出しと

というのがありました、通信料との負担等は、特に個人側にはなしという状況でしょうか。お聞かせ願えませんか。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 今回の、この40回線なんですけれども、通信費ということで、Wi-Fi環境のない御家庭に、Wi-Fi機器とその通信費も含めたものということで、計上させていただいております。

議 長 堀口議員。

11 番 堀 口 堀口です。

基本的に、無料で使えるということよろしいですか。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 はい、おっしゃるとおり、無料で使っていただくということなんですけれども、今回の、この教育に関してですので、教育について使っていただくということで、御理解いただきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

同じページの教育費なんですけれども、御説明の中で、タブレットが出てこなかったような気がするんですけれども、タブレットのない御家庭に対しては、どのような対応をされるんでしょう。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 今まで各学校に整備させていただきましたパソコン、タブレット、こちらのほうを貸し出す予定でございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、じゃあ、今までの手持ちで数は足りているということなんですか。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 事前に各学校のメールを使いまして、アンケートを取らせていただきました。その結果で、今のところ、大体、小学校等で28台、中学校で6台ということで、アンケートが来ていますので、その台数で足りておりますので、そちらのほうを使いたいと考えております。

- 議 長 石田照子議員。
- 13 番 石 田 タブレットについては、皆さん、お持ちだというのは分かりましたけれどもも。
- あと、機器の購入費のところ、マイク、スピーカー、カメラ4セットという御説明でしたけれども、4セットで足りるのでしょうか。
- 議 長 学校教育課長。
- 学 校 教 育 課 長 この4セットというのが、川村小学校と山北中学校が2セットずつということで、既に各1セットありますので、計3セットで対応ができるということで、2セットずつ、今回計上させていただきました。
- 議 長 石田照子議員。
- 13 番 石 田 じゃあ、各学年に1セットずつではないということですよ。各学年でね。
- 議 長 学校教育課長。
- 学 校 教 育 課 長 各学年で1セットというわけではございません。それを使いながら、順番といたしますか、それを3セットあればできるということで、やらせていただいております。
- 議 長 教育長。
- 教 育 長 カメラとか、その動画の撮影の機材ということで、今現在1セットあるという中で、1セットは、なかなかやりくりは難しいということで、各、川村小学校、山北中学校のほうから、あと2台、3台あれば、回すことができるということで、話を聞いておりましたので、その台数を計上するというので、今、二クラスずつのクラス編制ですので、二人の先生方と二学年で動画を作り、片方はそれを、動画をチェックして、どういう動画を作っているかという確認をしたりして、二学年で大体一緒にやるような、そういう形で動画を撮っているというような形の中で、このセット数で十分対応できるということでございます。
- 議 長 瀬戸恵津子議員。
- 1 番 瀬 戸 よく分からないんですけど、今までも3人に1台とかというタブレットのあれがありましたね。だから、それに対して、今度、補給して一人一台になるのか、また、学年は何年生からやるのかとか、ちょっとよく分かりにくいんですけども、分かる範囲で教えていただく、今後のことについて。そし

て、いつから始められるのかということ。

議 長 学校教育課長。

教育課長、今の御質問で、要するに、総体のこれから取組がちょっと見えませんので、そのためにこういう設備が必要だよということの質問じゃないかと思しますので。

学校教育課長。

学校教育課長 今後、一人一台パソコンという、今お話が……。

1 番 瀬 戸 そのこと。

学校教育課長 はい、出まして。まだ、今回のこちらのほうの予算にはないんですけども、国のほうで、制度として、昨年から叫ばれています、GIGAスクールという。

1 番 瀬 戸 GIGAスクール。

学校教育課長 ええ。ございます。で、今回のコロナウイルス感染対策によりまして、首都圏とか、その辺が整備について、前倒しになっております。

ですので、今年度早い時期に、予定といたしましては6月補正に、学校のネット環境と、あと、一人一台パソコンのほうを計上させていただいていきたいと思っております。

ただ、これが、機械が全国的にといいますか、集中して発注されるということで、今のところ、いつ、その機械が全てそろるかというのは未定ではございますけれども、今年度中には一人一台パソコンが整備される予定ではございます。

それを使いまして、これから、まずは各家庭にありますもの、それと、ない場合にはお貸しいたしまして、ここで、動画配信等をさせていただいて、どのようにやっていけるかということも検討しながら進めて、将来、一人一台パソコンになったときに、また、それが、経験が生かされるというようなことで考えております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 あ、ごめんなさい。何か……。

議 長 じゃあ、教育長。

教 育 長 今、課長が説明しましたように、GIGAスクール、一人一台パソコンの

今回のこれは計上ではございません。それはまた改めて計上するような形になります。今回の計上につきましては、学校休業に伴って、今、課題を1週間分郵送したりして、家庭学習を促しております。ただ、それだけでは、なかなか難しいということで、今、特に力を入れているオンライン授業、あるいはオンライン指導、そういったものやっという、そういう考えの中で、今回計上しているものでございます。

既に、三保小学校については、Z o o mというのを使って、対面式の1対1の授業を4月中旬から取り入れて、今やっております。そういったことを踏まえまして、川村小学校、山北中学校でも、何とかそのオンライン指導というものができないかということで調査をかけて、先ほど課長が言いましたように、40台あれば整備もできて、動画も配信できるという中で、各学校の課題を与えていますので、課題の説明ですとか、あるいは教科書の中での簡単な説明ですとか、そういったものを動画を撮りまして、それを配信していくことで、子どもたちの家庭学習について、より興味・関心を持って、意欲的に取り組むんじゃないかということで考えてございます。

ただ、これは休業中だけの問題じゃなくて、今、予定では、5月31日までが休業予定でございます。順調にいけば、6月1日から学校再開という形になりますけども、学校再開になったからといって、すぐに全員集めて、これまでどおりの授業はできないというふうに、私は考えてございます。

やはり、クラスを半分に分けて、登校時間も変えたり、そういうふうなグループ別での授業とか、そういったことを視野に入れますと、やはり、まだまだ家庭学習の機会というのが、これからも、まだ増えてくるだろうと。今後も継続されるだろうという中では、この今回の計上につきましては、休業中だけじゃなくて、学校再開が起こったとしても、あったとしても、このところをうまく活用して、家庭学習に力を入れることができるんじゃないかというふうに思っています。

ですから、2波、3波もあるというような話も聞いておりますので、そういった面についても、早めにこれを対応しておくことが、子どもたちのためにもなるんじゃないかということで、今回、計上させていただいたということでございます。

- 議 長 瀬戸恵津子議員。
- 1 番 瀬 戸 よく分かりました。
- それで、GIGAスクールというのは、これからのことだということなんですけれども、前倒しして、23年までに整備すればいいのを前倒ししようということも聞いております。
- それで、そのために、そういうことを始めたときに対応できるような整備を、今回とにかくしておくという形の予算ということによろしいですね。
- それで……。
- 議 長 瀬戸恵津子議員。
- 1 番 瀬 戸 あ、ごめんなさい。はい。
- 議 長 これはコロナウイルスのということの説明があり……。
- 1 番 瀬 戸 ええ。ですから、そこまで……。
- 議 長 GIGA関係は、今6月のということでありますので、争点、焦点を今回の町の提案に沿って、また将来のこともあるかもしれませんが、まず、その御質問をお願いしたいと思います。
- 1 番 瀬 戸 はい。では、この機器の整備のところですね。ごめんなさい。将来に耐え得るようなしっかりしたものを、今回この予算で整備する、学校側ですね、ということと、あと、さっき言っていましたカメラとか、そのセットということができるといことは、いずれ、双方向でもできるような形になるためのこの予算だということによろしいですね。
- 議 長 教育長。
- 教 育 長 先ほど申しあげましたように、GIGAスクールを全く見越していないわけじゃなくて、それも含めた中でですね。ただ、今回については、GIGAスクールとはちょっと違う計上であるということで。山北町が、パソコンの台数、基準を満たしております。国の基準、これは既に満たしておりますけれども、これまでは、どっちかというデスクトップとって、机にパソコンがある、そういうタイプが多かったんですね。それを山北町は数年前から持ち出し可能なタブレット型を購入して、今進めておりました。それが約40台から50台、山北町にそのタブレット型のができたと。設備があるということで、このWi-Fi環境が整っていれば、十分オンライン

指導が可能だということでアンケートを取りまして、そういうことが可能だということで、今回、このような形で早め早めの対応ということで、計上させていただいたということでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 はい。申し訳ございません。今までになく、このピンチをチャンスに変えて、こういう環境、Wi-Fi環境が学校教育の中でも一歩でも二歩でも、もう十歩ぐらい進むんだと思いますので、そういう意味で、いろいろ、分からなかったものですから、いろいろちょっと立ち入ったことまで聞いて、申し訳ございませんでした。よく分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

富田陽子議員。

12 番 富 田 今回の関連の質問で、このネット回線の貸出しからオンライン授業まで、大体どんなスケジュールというか、時期を予定していますでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 現在、予備的には進めてはおりまして、できましたら、今月の終わりの週には、まずは配信が、1個目ができればいいなというような考えではおります。

議 長 教育長。

教 育 長 始めるに当たって、いろいろ注意してもらわなきゃいけないこと、そういったことがいろいろありますので、できれば来週の後半には、各家庭にすぐに対応ができるような形でやりまして、動画配信を、できれば再来週の月曜日辺りからはやりたいなという、今、スケジュール感的にはそのような形で考えております。

できるだけ早く、そして、小中学校一斉にということじゃなくて、どっちかという、やっぱり中学校のほうが早く準備ができるかと思います。したがって、できたところから順次進めていくという考えでございます。

議 長 堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

今回、緊急事態ということで、コロナウイルスの関係で、花火大会等、いろんな事業が中止になっているわけですが、形としては、助成金という形で

出ているケースとかもいろいろあるんでしょうけど、そういった予算というのは、今回、何も触っていない感じがするんですけども、そういうのをコロナウイルス対策に充てるということにはできないんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 実は、今日の午後から、本日の午後の早い時間から、予算の調整会議というのを町長出席の中で始めたいと思います。都合3日から4日を予定しています。

その内容としましては、当初予算を皆様に3月の段階でお認めいただいたんですが、現在のところ、税金の延納関係とかで、収入がかなり落ちてくるのではなかろうかということを見越した中で、先送りできるもの、または事業をやめることができるもの。また、今、堀口議員の御質問にもありましたけど、イベント等が中止になっています。イベントが中止になったから、それがいきなりゼロになるとは思いません。準備にかかっていますけども、そういうものを削減して、先ほどから申し上げます第2弾の補正予算、第3弾のほうの財源を生み出そうというような形で、今現在は、ですから、まだ、はっきり言ってどこの分を節減するかというのはできません。

ただ、9月議会には、6月はちょっと難しいかな。なるべく早く、議会の議員の皆様には、こういうものが先送りできました、こういうものが減額できましたというのはお示ししていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議 長 鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木 すみません。戻ってしまうんですけども、学習支援等の環境のところ、ちょっとお聞かせいただきたいんですけど。今、教育長、順次進めていく、中学校を早めにというところでスピード感を持ってやっていただいているということは理解できました。

また、特に、小学校の保護者が、なかなかこういう機器に精通していない保護者もいらっしゃるかなと思うので。全部で子どもが587人ですか、その中で、全員がこのオンラインの家庭学習に臨めように、保護者の方にも御協力いただく中ですけど、特に、御両親がお勤めなさっていて、お家に子どもしかいなくて、なかなか、その辺の機器の扱いが不十分ということのないよ

うに、ぜひ、その辺にも御配慮いただければというふうに思うんですけど、いかがですか。

議 長 教育長。

教 育 長 確かに、今言われたように、家庭によって、いろいろあります。きちんと、もう今まで慣れている家庭もあれば、ここで貸出しをするという、そういう家庭もございます。あるいは、特に低学年、中学生や高学年のお子さんはパソコン授業をかなりやっていますので、かなり慣れております。ただ、低学年、小学校1年生・2年生については、自分では、なかなかできないというような状況もございますので、やはり、保護者の協力を得なければ、これは進めることができないというふうに思っています。

ですから、その辺のところを学校としましては、操作のマニュアル化というふうですかね。そういったものをやったり、あるいはその使い方ですとか、そういったものを丁寧に説明するような、そういうものも併せて郵送なり、家庭に出向いて説明する。

あるいは、これから登校日等も考えていかなきゃいけないというふうに考えてございますので、そういった登校日の際に、子どもたちにもしっかりと、その辺の指導をやっていきたいというふうに考えてございます。

議 長 鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木 今、教育長のほうから登校日というお話が出て、ぜひ、子どもたちは、学習面は当然、大事なことなんですけれども、友達と会えないというのが、とてもストレスになっているんですね。そういうところも含めて、登校日をしていただいて、子どもたちにも理解していただき、また保護者にも理解していただく。そういう中で進めていただければというふうに思います。

議 長 教育長。

教 育 長 登校日については、これは慎重にやらないといけないというふうに考えています。県の教育委員会の通知の中で、県立学校、そして、小中学校については5月31日までは休業期間としたいということで、市町村教育委員会がその決定権を持っていますけれども、要請がありまして、全県一斉に5月31日までという流れになっています。ただ、ニュース等を見ますと、また21日には、新たな方針もというような形の中で、かなり流動的なところ

があります。

ですから、保護者によっては、まだ早いと。やっぱり慎重を期して、無理して、学校再開を早急にしなくてもいいというような保護者の方もいれば、今、委員さんが言われたように、早く学校を再開というまでもなく、登校して、短時間でもいいから子どもたちと触れ合う、そういう機会を作ってほしいという、そののところ、いろいろございますので、そのところをよく状況を見ながら判断していきたいなというふうに思っております。

ですから、すぐに学校再開で、よーいどんじゃなく、その前の準備期間ということも、やっぱり視野に入れて考えていきたいというふうに考えてございます。

山北町は、ちょうどメール配信が、小中学校全ての家庭一斉にできますので、そういった面では、しっかりと徹底することができるんじゃないかなというふうに考えてございます。早め早めに情報は出していきたいというふうに考えてございます。

議 長 ほかにございませんか。

瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 11ページの防災対策費のところ、消耗品費289万3,000円なんですが、1万8,000枚のマスクと、除菌水と、体温計。これは配布をするということでしょうか。備蓄のほうに備えるということか、伺います。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 マスクとか、消毒剤ですね。まずは、今の時点では備蓄できればいいんですが、まずは使っていただくということで、例えばマスクでしたら、これから学校も再開してきます。で、保育園は、もう既にやっております。あと、今までも介護施設とか、医療機関ですね、そういうものに配置させていただいていますので、また適時、適切な時期に配布のほうをしていきたいと思っています。

もちろん、ですから消毒剤も、これから、今施設が休館になっています。学校も休業もなっておりますが、それらも始まれば、どんどんそういうものも必要となってきますので、備蓄できればいいんですが、まずは使うほうということで考えております。

議 長 ほかにありますか。

富田陽子議員。

12 番 富 田 11ページの生涯学習センター費の役務費の中の通信運搬費が、郵送で貸出しの費用だということだったんですけど、この郵送で貸出しの仕組みとか、どうということか、具体的に説明願います。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えさせていただきます。

今考えている郵送の貸出しにつきましては、議決がされ次第、すぐに準備を整えて、まずはお電話で本の予約をお受けしようと思っています。その受けた本を、もし在庫がありましたら、今考えている予算が郵便局のレターパックを利用して、それに入れてお届けすると。

で、このレターパックというのが、対面受取りと違って、郵便受けに入れておくわけじゃなく、本人に直接手渡しという制度でございますので、安全であると。

大変申し訳ないんですけど、返却につきましては、玄関横の返却ボックスへ御持参いただくという考えでおります。レターパックの1回の郵送料520円、ただし、結構キロ数が入ります。ですので、一人5冊まで借りれるんですけど、5冊ぐらい入るんじゃないかというような計算をしております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 電話で予約を受け付けるということなんですけど、本を町民が予約する場合、どこから本の情報を得られるんでしょうか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 すみません、説明不足で。今、図書室のホームページというのを公開しております。そこでは、全ての蔵書を検索することができます。また、4月、5月の広報紙でも、新刊本の御案内とかさせていただいておりますけど、残念ながら、今のところ、休館状態ということでせっかく欲しい本があるのに借りれないという状況は打破したいということで、このような策を今打ち出したところでございます。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 そのところは納得いたしました。ホームページがあって、そこを公開し

ているということですが、ホームページからの予約というのは可能ではない
んでしょうか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回のホームページの予約のところがあるんですが、これについては、仮
押さえというような予約になっております。ですので、貸出しの予約とい
うわけではございません。後で来館するから押さえておいてくださいよと
いう予約になっていますので。それで、もちろんしていただいても、図書
整理員、今、出勤しておりますので、あ、この予約が入っているな、すぐ
に送ってあげようと、御本人に連絡を差し上げて、送るという手続もする
予定でおります。

議 長 ほかにございませんか。よろしいですか。

質問が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第35号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第35号は、原案どおり可決されました。

日程第8、議案第36号 令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第36号 令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
1号)。

令和2年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次
に定めるところによる。

歳出予算の補正。第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」によ
る。

令和2年5月15日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、傷病手当金の創設に伴い補正をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第36号 令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

15、16ページをお開きください。

第1表、歳出予算補正でございます。歳出につきましては、2款の保険給付費から7款の予備費まで、歳出のみの補正でございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

歳出でございますが、2款1項6目の傷病手当金につきましては、専決処分で報告させていただきました傷病手当金でございます。この手当金でございますが、国民健康保険加入被用者のうち、給与を受けているが、新型コロナウイルスに感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる方が労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間、支給されるもので、支給額は直近の継続した3か月の給与収入の合計金額を、就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける日数が支給されるものです。1件を見込んでおりまして、3週間分の支出を見込んでおり、10万円の増額でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、調整の結果、10万円を減額させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第36号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第36号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議

長 起立全員。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和2年第2回山北町議会臨時会の議事日程を終了いたしましたので閉会いたします。

なお、11時30分から401会議室において全員協議会を開催いたしますので、
よろしく願いいたします。 (午前11時14分)